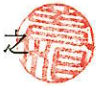


令和8年4月7日

四万十市長 山下 元一郎 様

四万十市情報公開・個人情報保護審査会
会長 曾根 寧 之



行政情報の非公開決定に係る審査請求に関する諮問（令和7年度諮問第3号）について（答申）

令和7年12月25日付け7四総第255号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

第一 審査会の結論

四万十市長（以下「実施機関」という。）が令和7年12月17日付けで行った行政情報非公開決定（7四企第363号）は、妥当である。

第二 審査請求の経過

- 1 令和7年12月15日、審査請求人は、実施機関に対し、四万十市情報公開条例（平成17年四万十市条例第13号。以下「条例」という。）第7条の規定により、情報公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和7年12月17日、実施機関は、条例第11条第3項の規定により、行政情報非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 令和7年12月19日、審査請求人は、本件処分についてこれを不服として、条例第15条の規定により、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和7年12月25日、実施機関は、条例第17条の規定により、本件審査請求について、四万十市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。
- 5 令和8年1月7日、実施機関は、四万十市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年四万十市条例第2号。以下「審査会条例」という。）第8条の規定により、弁明書を提出した。
- 6 令和8年1月16日、審査請求人は、審査会条例第8条の規定により、実施機関の弁明書に対する反論書を提出した。
- 7 令和8年1月27日、審査会は、審査会条例第7条の規定により、審査請求人及び実施機関の職員から意見を聴いた。
- 8 令和8年3月27日、審査会は、審査会条例第7条の規定により、審査請求人及び実施機関の職員から意見を聴いた。

第三 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、概ね次のように主張している。

1 審査請求書における主張

審査請求人は、四万十市が学校法人京都育英館（以下「学校法人」という。）を相手に提訴した補助金返還・損害賠償請求事件において、原告（四万十市）が提出した証拠「甲A第14の号証」（文部科学省高等教育局高等教育企画課大学設置室（以下「文部科学省」という。）による事務連絡「審査結果について」。以下「本件文書」という。）に係る、四万十市文書管理規程に基づく「文書収受簿」または「文書管理システム上の収受記録」の写しなどの公開を求め、その理由は以下のとおりである。

- (1) 本件文書は、裁判所に証拠として提出されている以上、実施機関は現に本件文書を保有しており、これは当然に公文書である。「四万十市文書管理規程」に基づけば、外部から受領した文書は収受の手続きを行い、その経緯を記録・保存する義務がある。本件文書が公文書として管理されているにもかかわらず、その取得経緯（いつ、誰が、どこで入手したか）を示す記録が「不存在」とあるという実施機関の決定は、同規程に明白に違反する状態であり、公文書管理としての適法性を欠いている。
- (2) 本件文書は、文部科学省が学校法人に対して発出した事務連絡である。すなわち、本来の受取人は学校法人であり、実施機関ではない以上、実施機関がこの第三者間の文書を手に入れたということは、実施機関と学校法人の間で文書の授受という具体的な行政事務が行われたことを意味する。このような重要な経緯について記録を残していないことは、行政事務の透明性を著しく損なうものであり、地方自治法および関係法令が求める適正な事務処理の原則に反するものである。

2 反論書及び意見陳述における主張（趣旨が審査請求書と重複する部分については省略）

実施機関は弁明書において、文書の取得経緯等は「本件処分とは関係のない、それ以前の事務執行の問題」であり、審査対象外であると主張する。しかしながら、この主張は、行政情報公開制度の趣旨及び「不存在」の判断の法的構造を正確に理解していないものである。

情報公開条例における「不存在」とは、単に当該文書が見当たらないという事実を意味するものではなく、本来、関係法令および「四万十市文書管理規程」に基づき作成・取得・保存されるべき文書について、適正な管理及び合理的な探索が尽くされた結果として初めて肯定され得る判断である。

本件文書は、実施機関自らが提起した訴訟において、原告として裁判所に提出し、組織として利用している証拠書類である。

このような文書について、その取得経緯、すなわち「いつ、どのような経路で入手したのか」という管理上の基本情報が一切記録されていないとする状況は、極めて不自然である。

この点を検証することは、本件非公開決定が適正な探索に基づくものか、あるいは文書管理の不備に起因するものかを判断するために不可欠であり、これを「本件処分と無関係」として

切り捨てることは、本件処分の当否そのものを審査対象から外すことに等しい。

第四 実施機関の主張要旨

実施機関は、概ね次のように主張している。

1 弁明書における主張

以下の理由から、本件処分における手続及び内容において違法・不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

- (1) 本件審査請求の趣旨及び理由において、本件処分とは関係のない、それ以前の事務執行についての法的根拠や事務執行体制等についての主張がなされているが、その事務執行の適否及びその違法性について判断することは、本件処分の審査において、審査庁及び審査会が審査する対象ではないと考える。
- (2) 本件処分は、本件請求に係る行政情報を検索した結果、不存在であったため、条例第11条第3項に基づき行政情報非公開とし通知したものであり、行政情報を非公開とした本件処分の判断について何ら問題はないと考える。
- (3) 本件審査請求の趣旨には、非公開決定を取り消し、当該情報の公開を求める裁決を求めているが、不存在である情報を公開することは不可能である。

2 意見陳述における主張

- (1) 本件文書は、学校法人との話し合いの中で参考資料として提供を受けたものであり、取得時期は不明。当該文書は、市の文書管理規程に基づく文書等に該当すると判断しているが、当時は重要なものではないという判断をしていたので、收受印の押印、管理票の登録は行っていない。当時の状況を総合的に判断した場合、特に不適切な事務処理ではなかったと考えている。
- (2) 本件請求の対象となっている文書收受簿は、Excelで管理しており、データ上の検索を行ったが不存在であった。
- (3) 本件請求の対象となる「協議記録」、「議事録」、または「復令書」等、当該文書の取得経緯と日時が記録された一切の文書については非常に広範囲に及ぶが、サーバーの中で保管している文書データ、書面としてファイルに綴じられているもの、メールについても全て確認をしたが不~~存在~~であった。
- (4) 本件文書は、令和4年10月から3月までの間のどこかで紙ベースとして受け取ってはいるが、誰が、いつ、どこで受け取ったのかは特定できていない。

第五 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「市民の知る権利として、市民が市の保有する情報の公開を求める権利を保障するこ

とにより、市政への参加を促進し、市民と市との信頼関係を深め、一層公正で開かれた市政の実現を図ることを目的」として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。

審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、判断するものである。

2 本件審査請求について

本件請求は、審査請求人が、本件文書の收受日時が明らかとなる文書等の行政情報の公開を求めたものである。

これに対し、実施機関は、「行政情報不存在」として本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件文書を実施機関自らが提起した訴訟において証拠資料として裁判所に提出しており、組織としてその取得経緯（いつ、誰が、どこで入手したか）を示す記録が「不存在」であるという実施機関の決定は、市の文書管理規程に明白に違反する状態であり、公文書管理としての適法性を欠いている、などの主張から、本件審査請求を行ったものである。

3 本件審査請求に係る行政情報の存否について

本件処分は、本件請求に係る行政情報について、実施機関が「行政情報不存在」として非公開決定を行ったものであることから、審査会においては、当該行政情報が存在するか否かについて検討する。

審査請求人は、本件文書を実施機関自らが提起した訴訟において証拠資料として裁判所に提出しており、組織としてその取得経緯、すなわち「いつ、どのような経路で入手したのか」という管理上の基本情報が一切記録されていないとする状況は、極めて不自然であるなどと主張しているが、その主張を裏付ける具体的な根拠は示されていない。

一方、実施機関は、本件文書は、学校法人との話し合いの中で参考資料として提供を受けたものであり、市の文書管理規程に基づく文書等に該当すると判断しているが、当時は重要なものではないという判断をしていたので、收受印の押印、管理票の登録は行っておらず、取得時期は不明。また、本件請求に係る行政情報について、データ上の検索、紙文書での検索、メールについても全て確認をしたが不~~存~~存在であったと主張している。

審査会としては、審査請求人の主張、実施機関の主張に基づき検討を行ったところ、本件請求に係る行政情報について、審査請求人の「本件文書をいつ、どのような経路で入手したのか」という管理上の基本情報が一切記録されていないとする状況は、極めて不自然である」との主張を肯定することにつながるような事実を認めることができない以上、合理的な根拠もなく、実施機関の主張を覆す判断を行うことはできないと判断する。

よって、審査請求人が公開を求める本件請求に係る行政情報は、存在しないと認めるのが相当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、本件処分に係る審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、審査会は、本件処分については妥当であるとの結論に達し、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。